

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報

第四百八十九號

明治卅八年十月廿四日

和歌山縣

公文

○和歌山縣訓令第十九號

明治二十七年當縣訓令第百十八號別冊様式中國稅金收納簿ニ關スル部分左之通改正ス

明治三十八年十月廿一日

和歌山縣知事

伯耆清棲家 教

第一號書式圖稅金收納簿備考第一項中「田租」ノ下ニ「所得稅」ヲ加ヘ「延納年賦」ノ下「所得稅」ヲ削リ第一號第二書式ヲ左ノ通リ改ム

第二

前年第六期 (所得稅ハ第一期)	第三期 (同第二期)	第四期 (同第三期)	第五期 (同第四期)	氏名

○和歌山縣告示第二百三十二號

左記ノ者願書ノ番號ヲ以テ本日和歌山縣魚賣場名簿ニ登錄ス

明治三十八年十月二十日

和歌山縣知事 伯耆 清 榎家 敬

日高郡上山路村大字西二十七番地
和歌山縣平民

第六三八號

大島ハヤノ

明治十六年十月生

○和歌山縣告示第二百三十三號

左記ノ通定置漁業免許シ漁業原簿ニ登錄ス

明治三十八年十月廿一日

和歌山縣知事 伯耆 清 榎家 敬

免許年月日	九三	免許番號	九三	漁業ノ種類及名	西牟婁郡潮岬村大字上野高瀬谷	漁場ノ位置	西牟婁郡潮岬村大字上野高瀬谷	漁獲物ノ種類	しびか ちかめ ちか其 他	漁業時期	毎年三月一日ヨリ九月三十日マデ	免許期間	拾五箇年	條件又ハ制限	本漁業保護區域ヲ東ハ網口ヨリ沖ノモテ西牟婁郡潮岬村上野浦	漁業權者	西牟婁郡潮岬村上野浦漁業組合
-------	----	------	----	---------	----------------	-------	----------------	--------	---------------	------	-----------------	------	------	--------	------------------------------	------	----------------

縣報第四百八十九號

明治三十八年十月廿四日

第三種郵便物認可

○和歌山縣告示第二百三十四號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ漁業原簿ニ登錄ス

明治三十八年十月二十一日

和歌山縣知事 伯耆 清 榎家 敬

免許年月日	八九	免許番號	八九	漁業ノ種類及名稱	出網類漁業	漁業ノ位置	東牟婁郡大字野ノ	漁獲物ノ種類	しびか ちかめ ちか其 他	漁業時期	毎年四月一日ヨリ翌年一月廿二日マデ	免許期間	拾箇年	條件又ハ制限	東牟婁郡大字野ノ	漁業權者	東牟婁郡大字野ノ漁業組合
全	九〇	全	九〇	出網類漁業	東牟婁郡大字野ノ	漁業ノ位置	東牟婁郡大字野ノ	漁獲物ノ種類	しびか ちかめ ちか其 他	漁業時期	毎年四月一日ヨリ翌年四月廿日マデ	免許期間	拾箇年	條件又ハ制限	東牟婁郡大字野ノ	漁業權者	東牟婁郡大字野ノ漁業組合
全	九一	全	九一	出網類漁業	東牟婁郡大字野ノ	漁業ノ位置	東牟婁郡大字野ノ	漁獲物ノ種類	しびか ちかめ ちか其 他	漁業時期	毎年四月一日ヨリ翌年四月廿日マデ	免許期間	拾箇年	條件又ハ制限	東牟婁郡大字野ノ	漁業權者	東牟婁郡大字野ノ漁業組合
全	九二	全	九二	出網類漁業	東牟婁郡大字野ノ	漁業ノ位置	東牟婁郡大字野ノ	漁獲物ノ種類	しびか ちかめ ちか其 他	漁業時期	毎年四月一日ヨリ翌年四月廿日マデ	免許期間	拾箇年	條件又ハ制限	東牟婁郡大字野ノ	漁業權者	東牟婁郡大字野ノ漁業組合

○和歌山縣告示第二百三十五號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ漁業原簿ニ登錄ス

明治三十八年十月二十一日

和歌山縣知事 伯耆 清 榎家 敬

和歌山縣知事 伯耆 清 榎家 敬

免許年月日	八九	免許番號	八九	漁業ノ種類及名稱	出網類漁業	漁業ノ位置	東牟婁郡大字野ノ	漁獲物ノ種類	しびか ちかめ ちか其 他	漁業時期	毎年四月一日ヨリ翌年四月廿日マデ	免許期間	拾箇年	條件又ハ制限	東牟婁郡大字野ノ	漁業權者	東牟婁郡大字野ノ漁業組合
-------	----	------	----	----------	-------	-------	----------	--------	---------------	------	------------------	------	-----	--------	----------	------	--------------

左ノ逕置漁業ヲ免許シ漁業原簿ニ登録ス
 明治三十八年十月廿一日 和歌山縣知事 伯野清樹 家 敷

免許年月日	九五	九六	九七	九八
漁業ノ種類及名	出網類漁業 網代網	東牟婁郡大島村通夜島清水	東牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎
漁場ノ位置	東牟婁郡大島村通夜島	東牟婁郡大島村通夜島	西牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎
漁獲物ノ種類	つしびか めぢか 其他	つしびか めぢか 其他	つしびか めぢか 其他	つしびか めぢか 其他
漁業時期	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ
免許期間	拾箇年	拾箇年	拾箇年	拾箇年
備件	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ
漁業權者	東牟婁郡大島村 大島漁業組合	東牟婁郡大島村 大島漁業組合	西牟婁郡富二色村 二色漁業組合	西牟婁郡富二色村 二色漁業組合

縣報第四百八十九號 明治三十八年十月廿四日 第三種郵便物認可 三

○和歌山縣告示第二百三十六號
 左記ノ逕置漁業免許シ漁業原簿ニ登録ス
 明治三十八年十月廿一日 和歌山縣知事 伯野清樹 家 敷

免許年月日	九九	一〇〇	一〇一	一〇二
漁業ノ種類及名	出網類漁業 網代網	西牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎
漁場ノ位置	西牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎	西牟婁郡富二色戸崎
漁獲物ノ種類	つしびか めぢか 其他	つしびか めぢか 其他	つしびか めぢか 其他	つしびか めぢか 其他
漁業時期	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ	毎年四月一日ヨリ十一月三十日マテ
免許期間	拾箇年	拾箇年	拾箇年	拾箇年
備件	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ	漁業ハ須江漁業組合ト隔月スヘシ 前項交代ノ順ニ届出ツヘシ 之ヲ變更シタルトキ亦同シ
漁業權者	西牟婁郡富二色村 二色漁業組合	西牟婁郡富二色村 二色漁業組合	西牟婁郡富二色村 二色漁業組合	西牟婁郡富二色村 二色漁業組合

二色漁業組合ハ「一ノクイット」ヲ「槻カキ」ト稱シ申本漁業組合ハ「槻カキ」チ「一ノクイット」稱ス

○和歌山縣告示第二百三十七號

京都職業講習所ニ於テ明治三十九年二月ヨリ入所セシムヘキ講習科別科生募集セラルルニ付其志願者ハ左記事項ヲ心得期限ヲ失シタル様出願スヘシ

明治三十八年十月二十三日

和歌山縣知事 伯耆 清 樓 家 敬

一 職業講習所講習規程ハ明治三十八年五月三日官報第六千五百四十九號ニ掲記アリ該規程ニ依リ願書及履歷其他書類ヲ認ムルヲ要ス但願書履歷書及ヒ身体検査證様式左記ノ通り

二 當該講習科講習科別科志願者ハ本年十一月十日マテニ必ラス列着ノ日積ヲ以テ願書及附屬書類等ヲ當廳ヘ差出スヘシ

三 願書ノ宛名ハ京都職業講習所長松永伍作トスヘシ

四 今回募集ノ志願者ニシテ明治十四年三月以后出生ノモノハ年齢不足ニ付願書受理セラズ

五 今回ヨリハ東京職業講習所ニ於テハ別科生ニ募集セラズ

(様式) 入學願書 (用紙美濃白紙)

某備貴所 養蠶講習科本科又ハ別科 入學志願ニ付何々講習所又ハ何道廳府縣廳郡市役所ニ於製絲講習科本科又ハ別科

縣報第四百八十九號 明治三十八年十月廿四日 第三番郵便物局 四

テ試験ノ上御許可相成度別紙履歷書身体検査(證及寫眞)相添ヘ此段相願候也

年 月 日

住 所

何 某 印

東京 職業講習所 所長 某 殿
京都 職業講習所 所長 某 殿

履 歷 書

(用紙美濃白紙)

本籍地(寄留地)

族籍(戸住又ハ戸主トノ續柄)

何 某

何年月日生

一 何年何月ヨリ何年何月迄何學校ニ於テ若クハ何某ニ就キ何學修業

一 何年何月何學校ニ於テ第何年ノ課程修業或ハ全科卒業

一 何年何月ヨリ何年何月迄何所ニ於テ(養蠶)製絲ヲ修得シ或ハ何年何月ヨリ何年何月迄何所ニ於テ(製絲)實業ニ従事

一 何年何月何々ニ付賞又ハ罰

右之通相違無之候也

年 月 日

右

何 某 印

身体検査証

住所

何

某

何年何月何日生

右精細検査係處置業諸君所請習規程第十二條ニ該當スル者ト診斷候也

年月日

住所

醫師 何

某

○官吏懲戒

明治三十八年十月二十日

有田郡書記 羽田文四郎

明治三十八年七月有田郡五西月村ニ於ケル水害罹災者ニ對スル救助要否ノ狀況調査ニ際シ
實地踏査ノ周到ヲ缺キ爲ニ救助施行機之レカ取消處分ヲ要スルニ至ラシメタルモノアリシ
ハ職務怠慢ノ致ス所ナリトス因テ文官懲戒令ニ依リ罷責ス

○觀測

明治三十八年十月十九日ヨリ三日間當地氣象概況

縣報第四百八十九號

明治三十八年十月廿四日

第三種郵便物認可

五

月日	十月十九日		十月二十日		十月廿一日	
	前年	本年	前年	本年	前年	本年
平均氣壓	七六〇耗〇	七五八耗一	七五六耗八	七五六耗三	七五六耗一	七六一耗八
平均氣温	二〇度〇	二〇度〇	一九度二	一七度七	一八度九	一五度一
最高氣温	二五度五	二四度〇	二二度一	一九度九	二二度五	一八度二
最低氣温	一五度五	一六度八	一五度八	一四度三	一五度〇	一一度〇
最多風向	北東	北々東	東北東	北西	北西	北西
平均風力	二米二	一米七	三米一	一米六	一米九	三米八
天氣	晴	曇	雨又曇	雨	曇	曇
雨雪量	1	四耗六	一三耗四	二三耗五	〇耗〇	〇耗一
記事	午前九時 廿二分内 陸風雨ノ	夜間降雨	終日時々 降雨ス	降雨終日 斷續	午前九時 廿四分降 陸風雨ノ	午前微雨

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

				警戒ヲ解 除ス	
				午前九時 廿三分内 陸奥州ノ 警報到着	
				警戒ヲ解 除ス	
				午前十時 十分ニ 五分間 雨	

郵便第四百八十九號

明治三十八年十月廿四日

第三種郵便物認可

六紙

毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十四日發行

明治三十八年十月廿三日印刷
明治三十八年十月廿四日發行

〔委託代印〕
金澤印刷

和歌山縣

和歌山市久米町二丁目一番地
印刷人 山本友次郎
和歌山県久米町二丁目二十四番地
印刷所 九天印刷部